

新旧対照表

○長期優良住宅建築等計画等の認定における居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準

新	旧
<p>1 地区計画等の区域内における基準</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第9項に規定する地区計画等のうち、同法第12条の5第2項第3号に規定する地区整備計画が定められている区域（当該区域に係る地区整備計画において当該区域が2以上の地区に区分されているものにあつては、それぞれ区分された地区の区域）内においては、申請建築物（法第5条第1項から第7項まで及び第8条の認定申請に係る住宅を含む建築物をいう。以下同じ。）が当該地区整備計画に定められている建築物等に関する事項のうち次に掲げる事項（建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2に規定する当該市町村の条例により建築物等の制限として定められている事項を除く。）に適合すること。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>1 地区計画等の区域内における基準</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第9項に規定する地区計画等のうち、同法第12条の5第2項第3号に規定する地区整備計画が定められている区域（当該区域に係る地区整備計画において当該区域が2以上の地区に区分されているものにあつては、それぞれ区分された地区の区域）内においては、申請建築物（法第5条第1項から第5項まで及び第8条の認定申請に係る住宅を含む建築物をいう。以下同じ。）が当該地区整備計画に定められている建築物等に関する事項のうち次に掲げる事項（建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2に規定する当該市町村の条例により建築物等の制限として定められている事項を除く。）に適合すること。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>